



## 2021 年末 LIBOR 公表停止問題とそのインパクト —「日本円金利指標に関する検討委員会」市中協議文書のポイントとそれを踏まえた法的論点の解説

執筆者: 濃川 耕平、有吉 尚哉、山本 俊之、深谷 太一、上里 一海

### 1. 日本円金利指標の市中協議開始

2019 年 7 月 2 日、「日本円金利指標に関する検討委員会」(事務局: 日本銀行。以下「検討委員会」)は、金利指標改革に関する市中協議「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」(以下「市中協議文書」)を公表しました<sup>1</sup>。

2017 年 7 月、英国金融行為規制機構(FCA)ベイリー長官が、実務上、金融取引における適用利率の決定のために広く参照されている LIBOR(London Interbank Offered Rate)<sup>2</sup>のパネル行に対して 2021 年末以降はレート呈示の強制権を行使しないことを表明したことにより、市場関係者の間で、LIBOR の公表が 2021 年末以降は恒久的に停止し、その存続が危ぶまれるという懸念が急速に拡がりました。その後日本においても、2018 年 8 月に検討委員会が立ち上がり、貸出・債券・ターム物金利構築の 3 つのサブグループで実務的かつ精力的な議論が重ねられた結果、今般の市中協議文書の公表に至りました。市中協議文書の意見募集事項に対する提出期限は 2019 年 9 月 30 日です。

本ニューズレターでは、市中協議文書のポイントを紹介した上で、想定される法的論点を解説しています。

### 2. 市中協議文書のポイント

市中協議文書は本体だけでも 50 頁を超える大部なものですが、以下では、いくつかのキーワードをもとに、そのポイントを紹介します。

<sup>1</sup> [https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy\\_cmte/data/cmt190702b.pdf](https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/data/cmt190702b.pdf)

<sup>2</sup> 契約金額ベースで、円 LIBOR30 兆米ドル、米ドル LIBOR150 兆米ドル、英ポンド LIBOR30 兆米ドル。なお、EURIBOR150 兆米ドル、TIBOR5 兆米ドル(以上につき、市中協議文書別紙 1-a)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

(1) マルチプル・レート・アプローチ、IBORs、RFR(市中協議文書 3～4 頁)

2014年7月の金融安定理事会(FSB)「Reforming Major Interest Rate Benchmarks」(主要な金利指標の改革)<sup>3</sup>において、①LIBORやTIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)といった既存の銀行間金利(IBORs)の信頼性・頑健性を向上させ、②銀行のクレジットリスクをほとんど反映しない「リスク・フリー・レート」(RFR)の特定も行うことで、金融商品や取引の性質に応じて適切な金利指標を使い分けるマルチプル・レート・アプローチ(multiple-rate approach)が提唱されました。例えば、①は貸出等に利用し、②は多くのデリバティブ取引で利用するという想定となります。

日本では、IBORsにつき全銀協 TIBOR 運営機関による TIBOR 改革が実施され、RFRについても無担保コール・オーバーナイト物レート(以下「TONA」)が特定されています。他方、米国・英国・スイスでは、既存の主要金利指標が LIBOR であることから、RFRへの一本化(米国: SOFR、英国: SONIA、スイス: SARON)が模索されています<sup>4</sup>。

(2) 「移行」と「フォールバック」(市中協議文書 7～8 頁)

2021 年末以降、LIBOR が恒久的に公表停止される事態に備えた 2 つの対応方法として、市中協議文書では、「移行」と「フォールバック」が検討されています。

移行	フォールバック
新規に契約する金融商品・取引につき、参照金利として、円 LIBOR ではなく、代替金利指標(RFR や TIBOR 等)を用いる対応方法	円 LIBOR を参照金利とし、契約期間が LIBOR の恒久的な公表停止時点をまたぐ既存の契約について、LIBOR の恒久的な公表停止後などに円 LIBOR に代えて参照する後継金利を、契約当事者間でフォールバック条項として予め合意しておく対応方法

LIBOR の恒久的な公表停止前に締結される新規契約において公表停止前から代替金利指標を用いるのが「移行」です。一方で、公表停止前後で既存契約は継続しているものの、公表停止後は円 LIBOR を後継金利に切り替えるフォールバック条項を予め合意しておくのが「フォールバック」です。移行であれば、公表停止前から代替金利指標が用いられることとなります。他方で、フォールバックであれば当初は円 LIBOR を適用するものの、円 LIBOR の公表停止などを発動条件として、適用される金利指標が後継金利へと変更されます。

(3) ターム物金利と代替金利指標の選択肢(1)～(5)(市中協議文書 10～21 頁)

移行であれフォールバックであれ、円 LIBOR に代わる金利指標が必要となります。この点につき、市中協議文書は 5 つの選択肢を提示しました。

<sup>3</sup> [https://www.fsb.org/wp-content/uploads/r\\_140722.pdf](https://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf)

<sup>4</sup> その他の国の状況については、例えば、FSB「[Reforming major interest rate benchmarks: Progress report](#)」(2018年11月14日)のAppendix Aを参照下さい。

	選択肢(1) O/N RFR 複利 (前決め)	選択肢(2) O/N RFR 複利 (後決め)	選択肢(3) ターム物 RFR 金利 (スワップ)	選択肢(4) ターム物 RFR 金利 (先物)	選択肢(5) TIBOR
依拠レート	TONA		日本円 OIS	無担保コール O/N 金利先物	TIBOR
金利決定タイミング	前決め	後決め	前決め		
参照期間	リセット日 から遡った一定期間	リセット日を基準としたスポット日から始まる、将来に亘る一定期間			
金利の参照期間と金利の計算期間	不一致	ほぼ一致(参照 期間に制約あり)	原則一致		

RFRを代替金利指標として用いる場合に問題となるのは、例えば TONA は翌日物金利に過ぎず、円 LIBOR や TIBOR のように 3 か月物や 6 か月物といったターム物金利が存在しない点です。

この点、選択肢(1)や(2)では TONA の毎営業日の実績値を複利計算することでターム物金利を構築します。この際、参照する実績値を金利決定タイミングの前の期間とするのか、それとも後の期間とするのかという点について違いがあります。前者は金利の適用開始時点で予め適用金利が確定するので「前決め」、後者は金利の計算期間の最終日が近づいた時点で適用金利が確定するので「後決め」となります。

また、TONA の先行きの見通しを示すデリバティブ取引をもとにターム物金利を導出する方法も提案されています。選択肢(3)は日本円 OIS に関する市場データに基づいて構築する方法です<sup>5</sup>。選択肢(4)は東京金融取引所に上場されている無担保コール O/N 金利先物(現在は取引停止中)の価格に基づいて構築する方法です。いずれも前決めとなります。さらに選択肢(5)として既存の TIBOR を利用する方法も提案されました。

各選択肢の提案背景事情や技術的な詳細については、市中協議文書の本文や該当する別紙をご参照下さい。

#### (4) フォールバック条項と「価値の移転」(市中協議文書 21～36 頁)

フォールバックを実施するには、LIBOR の公表が恒久的に停止した場合に、円 LIBOR に代えて参照する後継金利を予め定めるフォールバック条項を契約に含めることが必要です。そしてフォールバック条項については、①トリガー(発動条件)をどう定めるか、②後継金利をどうするか、③導入手続をどうするか、という3つの論点が提示されています。

①は公表停止をトリガーとする例に加えて、LIBOR の信頼性が低下している場合を念頭に公表停止前の一定事由をトリガーとする例、さらには主に貸出との関係で、LIBOR が公表停止に至る前の早い時期に、契約当事者の選択によりフォールバックを発動させる早期選択トリガーも議論されています。いずれの場合でも、トリガーが機能しないと意味がないため、明確性・特定性・客観性等を担保しながら、市場参加者が受入可能なトリガーを模索していくことが重要だと考えられます。

②については、円 LIBOR を何らかの後継金利に変更した場合、両者の間に差異(スプレッド)が生じる結果として、取引の一方当事者に利益が生じ、他方当事者には損失が生じるという「価値の移転」が発生する可能性があり、会計・税務上の問題発生や訴訟リスクが懸念されています。この価値の移転を最小化するための調整も議論されており、

$$\text{フォールバック条項の後継金利} = \text{フォールバック・レート} + \text{スプレッド調整}$$

という算式を基準に、フォールバック・レートとしては主に RFR を対象とする選択肢(1)～(5)を念頭に置きながら<sup>6</sup>、LIBOR とのスプ

<sup>5</sup> 証券監督者国際機構(IOSCO)「Principles for Financial Benchmarks Final Report」(金融指標に関する原則の最終報告書)(2013年7月)も意識されています(市中協議文書 19 頁)。

<sup>6</sup> 選択肢(1)～(5)適用の優先順位を決めるウォーターフォール構造もあわせて議論されています。

レド調整については3つのアプローチ<sup>7</sup>が議論されています。

③については、下記3で貸出・債券について導入手続時の法的論点を紹介・分析しています。

## (5) デリバティブ取引と市中協議文書の関係

市中協議文書では、貸出や債券といったキャッシュ商品についての議論が多くなされておりますが、デリバティブ取引については、2016年7月のFSBによる国際スワップ・デリバティブズ協会(International Swaps and Derivatives Association、以下「ISDA」)宛レターで、IBORs公表停止時の円を含む主要通貨建てデリバティブの契約上の頑健性向上にかかる取り組みにつき、ISDAに国際的な取りまとめ作業を依頼していることから、市中協議文書の対象外とされています。

もっとも市中協議文書では、特に代替金利指標の選択肢やフォールバック条項との関係において、ISDAによる市中協議結果が随所で引用され、キャッシュ商品とデリバティブ取引の平仄を意識していることが見て取れます。

## 3. 想定される法的論点の解説

以下では、市中協議文書で取り上げられている円LIBORを基準金利とする貸出及び債券のそれぞれについて、上記2で紹介したポイントも踏まえながら、想定される法的論点を解説します。

なお、貸出及び債券いずれについても、日本法に準拠し、現在の実務において一般的な条件により貸し出され、または発行されるものを念頭に置いて、論点となることが多いと思われる点につき説明しています。そのため、LIBORの公表停止に伴って個々の貸出契約や債券毎に別途検討すべき論点があり得る点にご留意下さい。

### (1) 貸出についての法的論点

#### (a) 今後締結される貸出契約

今後締結される貸出契約であって、円LIBORの公表停止が予想される2021年末以降も存続することが予定されているものは、円LIBORの公表が停止された後の利息の計算方法について、実務に混乱が生じることや当事者間で紛争が発生することを防止する観点から、その締結タイミングにより、代替金利指標を当初の基準金利として予め合意しておくか(移行)、あるいは当初は円LIBORを基準金利とするものの、後継金利へ移行するためのフォールバック条項を設けることが望ましいと言えるでしょう。

#### (b) 締結済みの貸出契約

現時点で締結されている円LIBORを基準金利とする貸出契約のうち、2021年末以降も存続することが予定されているものについても、フォールバック条項を設けるため、契約変更を行うことを検討すべきと考えられます<sup>8</sup>。

#### ✓ 既存の契約条項に依拠できるか

この点に関連して、締結済みの貸出契約において、円LIBORが一時的に参照できなくなった場合を念頭に、例えば、所定の

<sup>7</sup> フォワード・アプローチ:トリガー発動時点における市場で観測される円LIBORと、フォールバック・レートのそれぞれの「フォワードレート」との間における金利差に基づく計算方法。

過去の平均値・中央値アプローチ:一定期間における過去の円LIBORレートとフォールバック・レートの差の平均値または中央値に基づく計算方法。

スポット・スプレッドアプローチ:トリガー発動の前営業日の、円LIBORレートとフォールバック・レートの差に基づく計算方法。

<sup>8</sup> 今後の議論の進展により特定の金利指標が円LIBORの後継指標として貸出の市場慣行上一般的となったとしても、個別の取引の当事者が当然に当該金利指標を採用する意思を有していると合理的に解釈できるとは限りません。そこで、当事者の意思を明確化し、紛争を防止する観点からも、当事者間での調整が可能である限り、予めフォールバック条項を設けることが望ましいと考えられます。

レートを参考に貸手が合理的と認める金利を適用できる旨の規定が設けられているケースがありますが<sup>9</sup>、このような場合には、LIBOR の恒久的な公表停止に際しても、当該規定で対応することが可能であり、新たなフォールバック条項を設ける必要はないのではないかと検討課題となり得ます。

もっとも、上記のような規定が、一時的ではなく恒久的に円 LIBOR を参照できなくなった場合をも対象とするかどうかは、当事者によって考え方が異なる可能性があり、適用利率が不明確になることのリスクを事前に軽減する観点からは、フォールバック条項を設けるための契約変更を行うことが望ましいと考えられます。

#### ✓ 契約変更の手法

締結済みの貸出契約にフォールバック条項を新たに設ける場合、契約変更が必要となります。契約変更は、契約の全当事者の合意によって行われるのが原則であり、貸出契約に規定された手続があればそれに従うことが必要となります。そのため、当事者となっているすべての貸出契約にフォールバック条項を加えようとすると、特に貸手である金融機関にとっては、多数の契約について、個別に借手と交渉のうえ契約変更を行う必要が生じ、実務上負担となることが予想されます。

そこで、このような負担を軽減する観点から、例えば、「〇日以内に借手から異議の申立てがない限り、借手は貸手から提案された契約変更案に同意したものとみなす」旨を借手に通知し、当該期間内に借手から異議の申立てがなければ、契約変更案に従った変更がなされたものとして取り扱うといった方法<sup>10</sup>を採用することが検討対象になり得ます。このような方法により、借手が、貸手の提案した契約変更案に黙示に同意していると整理できる場合には、契約変更の合意が有効に行われたものと考えられます。

もっとも、①このような方法では、所定の猶予期間に異議の申立てがなされなかった場合であっても、借手が黙示に同意しているかが明確に確認できないことから、後日借手から、貸手の提案した契約変更案に同意していないとの主張がなされ、借手との間で紛争となる可能性を完全に防止できないこと、②貸出契約上、契約変更の要件として書面による合意が必要となることが定められているような場合には、約定と異なる方法によって契約変更を行うことの影響について検討が必要となること、③このような方法を採用する場合であっても、契約変更案の内容が合理性を有することや、借手が変更が行われることを認識し、変更内容を十分に理解すること(借手の属性にも応じて、借手に対して変更案の内容を説明する必要があり、貸手の負担がなくなるわけではないこと)が前提となることに留意が必要でしょう。

## (2) 債券についての法的論点

以下では、会社法に基づき発行される社債を念頭に解説を行います。

適用金利について円 LIBOR を参照している債券(以下「円 LIBOR 参照債券」)において円 LIBOR の恒久停止に備えた規定が設けられていない場合、利率の決定に問題が生じ得ることが予想されます。今後発行される新発債であっても、適用金利について円 LIBOR を参照しており、かつ、円 LIBOR の公表停止が懸念される 2021 年末以降も存続することが予定されているものは、貸出契約と同様、代替金利指標を当初の参照金利とするか(移行)、あるいは当初は円 LIBOR を支払金利として参照するものの、後継金利へ移行するためのフォールバック条項を設けることについて検討することが望ましいと言えるでしょう。

また、既発行の円 LIBOR 参照債券のうち、2021 年末以降も存続することが予定されているものについても、同様に、フォールバック条項を設けることの検討が求められますが、これについては、後述するとおり、手続上の論点が生じることとなります。

<sup>9</sup> 日本ローン債権市場協会(JSLA)が公表しているコミットメントライン契約の雛形(2019 年版)及びタームローン契約の雛形(2019 年版)の「基準金利」の定義規定では、LIBOR ではなく TIBOR に関する規定となりますが、平常時には日本円 TIBOR またはユーロ円 TIBOR を参照することを前提に、何らかの理由で所定の日本円 TIBOR またはユーロ円 TIBOR が公表されない場合、基準金利を実行希望日(あるいは、当該利息計算期間の直前の利息計算期間に係る利払日(但し、第 1 回利息計算期間については実行日))の 2 営業日前の午前 11 時またはそれに先立つ直近の時点で東京インターバンク市場における当該基準貸付期間(あるいは、当該基準金利期間)に対応する期間の円資金貸借取引のオフアードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率とする旨が定められており(上記コミットメントライン契約の雛形 1 条 16 項、上記タームローン契約の雛形 1 条 10 項)、実務上、これと同様または類似の規定が設けられている貸出契約も多く存在します。

<sup>10</sup> なお、市中協議文書 31 頁では、修正アプローチにおいて貸手から後継金利を提案する場面において、同様の方法(「ネガティブ・コンセント」)を用いる可能性及び問題点が説明されています。

### ✓ 社債権者集会の手続

既発行の社債についてフォールバック条項を加えるための手続として、社債権者集会の決議によって社債要項を変更することが挙げられます。会社法上、社債権者の利害に関する事項については社債権者集会で決議することができることと定められており(会社法 716 条)、フォールバック条項を加える場合も、この社債権者集会の決議によることが考えられます。市中協議文書においても、債券の内容の変更手続として、原則として社債権者集会の開催が必要なことが会社法に定められている旨の記載があり<sup>11</sup>、既発行の社債にフォールバック条項を加えるために社債権者集会決議を経ることが想定されています<sup>12</sup>。

社債権者集会では、原則として出席した議決権者の議決権の総額の過半数の同意があれば決議事項が可決されます。社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対して効力を有する(会社法 734 条 2 項)ため、各社債権者からの同意を取ることなく、多数決によりすべての社債権者に決議されたフォールバック条項を適用することが可能となると考えられます。

もっとも、社債権者集会には、以下のような会社法上の規律が及びます。

- ① 会社法上、社債権者は社債の種類ごとに社債権者集会を組織すると定められており(会社法 715 条)、原則として社債権者集会は社債の回数ごとに開催される必要があります。したがって、多数の回数の社債を発行している発行体にとっては、すべての社債についてフォールバック条項を加えようとすると、社債権者集会開催の事務的負担は無視できないものとなることが予想されます。
- ② 社債権者集会は、株主総会と異なり、招集手続の省略(会社法 300 条参照)や決議の省略(会社法 319 条参照)を定めた規定がありません。したがって、社債権者集会は対面での開催が必須となり、多数の社債権者がいる場合や、複数回数の社債を発行している場合に手続面での負担が大きくなる要因となります。
- ③ 社債権者集会の決議の効力を発生させるためには、裁判所の認可を受ける必要があります(会社法 734 条 1 項)、また、社債権者集会の決議の認可または不認可の決定があった場合には、発行体は、遅滞なくその旨を公告する必要があります(会社法 735 条)。したがって、社債権者集会の決議を経た場合でも、理論的には裁判所の認可が得られず、変更の効力が認められない可能性があるほか、上記①及び②で述べたような開催手続の負担だけでなく、社債権者集会決議後にも発行体には裁判所の認可のための手続的な負担が生じます。また、社債権者集会の決議があった場合であっても、裁判所の認可が得られるまでの間はその効力が生じないとされている関係上、裁判所の認可取得までに必要な期間が十分に確保することができるようなスケジュールで社債権者集会の手続を進める必要があります。

### ✓ 社債権者集会の手続を踏まえた、フォールバック条項の内容・対応のタイミング

このように、社債権者集会に関する発行体の手続負担が大きいこと、市中協議文書では、社債にフォールバック条項を取り入れるための手続として、当該条項を加える時点だけでなく後継金利の決定時にも社債権者集会決議が必要となるアプローチは実務上現実的でなく、当該条項を加える時点の社債権者集会決議で具体的な後継金利まで決定するハードワイヤードアプローチを採用することが適当との判断を述べています。さらに、発行体の事務的負担も相応に大きいこと、また、社債権者集会の手続には一定の時間がかかり得ることに鑑みると、円 LIBOR 公表停止前のなるべく早いタイミングでの社債権者集会の開催及びフォールバック条項の追加が推奨されています<sup>13</sup>。

以上述べてきたように、社債におけるフォールバック条項の追加にあたっては、フォールバック条項の内容だけでなく、手続面で考慮すべき要素が多いことから、特に複数回数の円 LIBOR 参照債券を発行している場合には、早い段階で具体的な対応の検討を進めることが必要といえます。

<sup>11</sup> 市中協議文書 33 頁。

<sup>12</sup> 会社法上、総社債権者の同意で社債権者集会の決議を代替できる旨の規定は存在せず、そのような同意の効果は明確ではありません(なお、[2019 年 2 月 14 日開催の法制審議会](#)で採択された「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱」においては、社債権者集会の議決権者の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす旨の規定を会社法に加えることが提案されています)。しかしながら、社債権者の数が限られているようなケースを念頭に、対面での社債権者集会を代替する手段として、総社債権者の同意によりフォールバック条項を加えることの法的有効性につき議論が進む可能性があります(市中協議文書 33 頁脚注 52 参照)。

<sup>13</sup> 以上につき、市中協議文書 33~34 頁。

## 4. 今後の展開

本ニュースレターでは、LIBOR の恒久的な公表停止を前提に、貸出や債券における日本法上の法的論点を主に解説してきましたが、金利指標改革については、①金融機関だけでなく、機関投資家や事業会社といった多様な市場参加者の認知・対応も重要であること、②フォールバック条項等の仕組みについては海外動向やデリバティブ取引との平仄も重要になると考えられていること、③フォールバック時にヘッジ会計が適用できるかといった会計上の論点も解決する必要があること、④移行やフォールバックが機能する前提として、OIS や先物も含め、代替金利指標の流動性が(2021 年末までに)十分に確保される必要があること、といった様々な問題点が指摘されています。

また、LIBOR の公表停止という問題に対しては、ガバナンス体制の構築、LIBOR を用いる商品・取引・業務の洗い出し、全社的な対応策の検討といった経営レベルでの対応に加えて、顧客対応やシステム、リスク管理、法務といった多岐にわたる部門でそれぞれの対応を行わなければなりません<sup>14</sup>。

2021 年末までにこれらの対応を進めていく必要があることに鑑みると、残された時間は必ずしも多いとは言えない状況にあります。1 つ 1 つの課題を丁寧かつ迅速に検討していく必要があるでしょう。

---

<sup>14</sup> 市中協議文書別紙 4-b。



こいかわ こうへい  
**濃川 耕平**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k\\_koikawa@jurists.co.jp](mailto:k_koikawa@jurists.co.jp)

複数の証券会社への出向経験を活かして、キャピタル・マーケッツ案件(社債権者集会に係る対応を含む。)に従事すると共に、金融取引、金融規制等の多様な分野の企業法務を手掛けている。



ありよし なおや  
**有吉 尚哉**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[n\\_ariyoshi@jurists.co.jp](mailto:n_ariyoshi@jurists.co.jp)

金融取引、信託取引、金融規制対応等の金融分野を中心に多様な分野の企業法務を手掛けている。2010年から2011年まで金融庁総務企画局企業開示課に出向し、金商法の改正等の企画立案に携わった経験も有する。



やまもと としゆき  
**山本 俊之**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[to\\_yamamoto@jurists.co.jp](mailto:to_yamamoto@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。アセットマネージメントやデリバティブを中心に、金融取引やレギュレーション、当局対応・海外紛争案件にも関与。弁護士登録前は、2000年から2005年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007年から2008年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会認定アナリスト、国際公認投資アナリスト。近著に『ファイナンス法大全(上)(下)[全訂版]』(共著)、『FinTech ビジネスと法 25 講』(共著)、「AIを利用した公募投信の現状」(共著)等。



ふかや たいち  
**深谷 太一**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t\\_fukaya@jurists.co.jp](mailto:t_fukaya@jurists.co.jp)

主に、証券化・流動化取引、金融関連規制等を専門分野とする。金融機関の M&A 案件にも複数関与した経験を有する他、近時は民法改正に伴う対応も担当している。



うえさと かずみ  
**上里 一海**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[k\\_uesato@jurists.co.jp](mailto:k_uesato@jurists.co.jp)

キャピタル・マーケッツを主な業務分野としており、企業の IPO やグローバル・オファリングのサポート、株式・新株予約権・CB の発行等資金調達をサポート、継続開示への助言等の業務を中心に手掛けている。